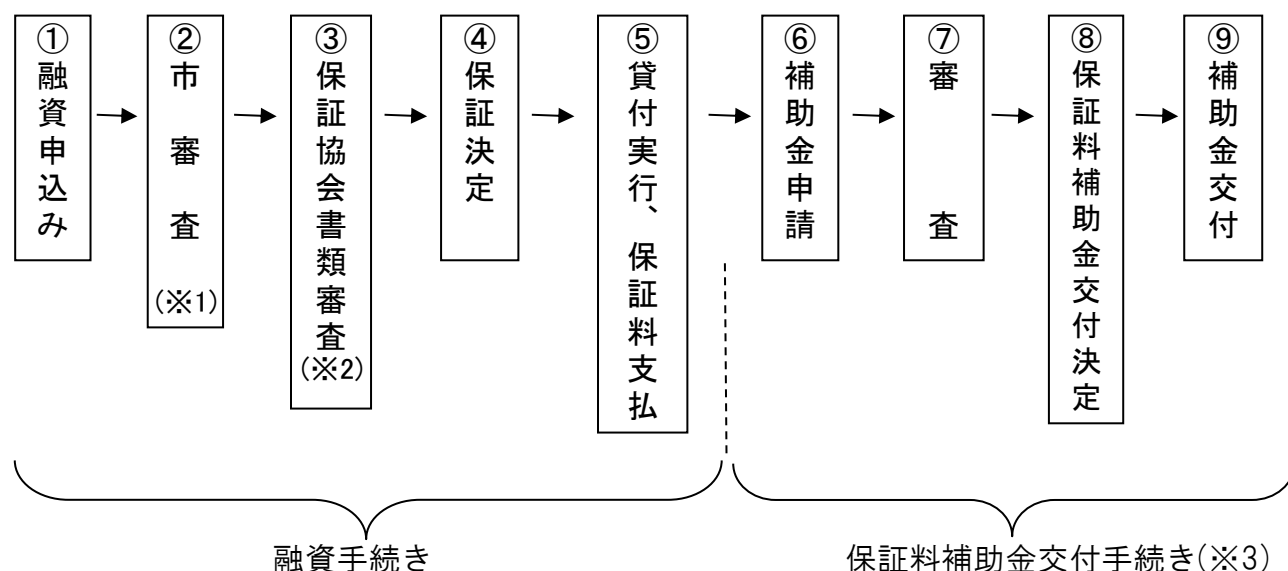


中小企業者のための 融資制度のご案内

- 小規模企業等振興資金(略称:振・振小)
- 西尾市中小企業経営安定資金(略称:マル西)

金融機関と取引の薄い中小規模の商工業者の方々が経営の振興に必要とする事業資金を信用保証付で融資する制度です。

◆融資申込から保証料補助金交付までの流れ（概略）



(※1)市審査とは……………営業実態や申込書記入事項の確認を行います。
過去に利用実績のない新規申込先に対しては、
事業所調査を行います。(制度により異なる。)

(※2)保証協会とは……………中小企業が金融機関から事業資金を容易に借入できるように
「信用保証」(協会が保証人となる)業務を行っている機関です。
最寄機関 愛知県信用保証協会 西三河支店 TEL 0564-25-2430

(※3)保証料補助金とは…中小企業者の借入負担の軽減を目的として、保証料の補助を実施。
借入の申込条件により、利用できない場合があります。
詳細は「西尾市信用保証料補助金制度」をご覧ください。

申込み・問合せ先

西尾市役所 商工振興課(2階)
〒445-8501 西尾市寄住町下田22番地
TEL:0563-65-2168(直通) FAX:0563-57-1322

<令和8年10月現在>

●融資制度の概要

制度名	小規模企業等振興資金		西尾市中小企業経営安定資金
	通常資金(略称:振)	小口資金(略称:振小)	(略称:マル西)
申込資格	(1)市内に一定の事業所を有し、事業を適法に営んでいる個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人(振小は除く)等。(原則として主たる事業所が西尾市内にあること) (2)愛知県信用保証協会の信用保証対象資格があること。 (3)税の滞納がないこと。		(1)市内に一定の事業所を有し、事業を適法に営んでいる個人、会社、企業組合及び医療法人等。(原則として主たる事業所が西尾市内にあること) ・左記の(2)～(3)と同じ。 ・同一業種で業歴6ヶ月以上
融資対象	従業員50人(商業・サービス業30人)以下の中小企業	従業員20人(宿泊業及び娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下の中小企業	
限度額	※5,000万円以下	※2,000万円以下	
	※小規模企業等振興資金融資残高と申込金額との合計額	※信用保証協会の保証付融資残高と申込金額との合計額	
期間及び利率	運転設備 1年超3年以内 年2.2%	運転設備 3年以内 年2.0% (証書貸付以外は2年未満可)	運転設備 3年以内 年1.9%
	運転設備 3年超5年以内 年2.3%	運転設備 3年超5年以内 年2.1%	運転設備 3年超5年以内 年2.0%
	運転設備 5年超7年以内 年2.4%	運転設備 5年超7年以内 年2.2%	運転設備 5年超7年以内 年2.1%
	設備 7年超10年以内 年2.5%	設備 7年超10年以内 年2.3%	設備 7年超10年以内 年2.2%
資金使途	事業上の設備資金及び運転資金		市内に所在する事業所に必要な設備資金及び運転資金
返済方法	分割返済(区分:元金均等、元利均等の選択) 据置期間は1年以内		
保証人	原則として法人代表者以外は要しない。		
担保	原則として要しない。		
取扱金融機関	(株)三菱UFJ銀行・(株)あいち銀行・(株)名古屋銀行・岡崎信用金庫・碧海信用金庫・西尾信用金庫・蒲郡信用金庫・愛知県中央信用組合		

●信用保証料率

保証料とは…保証利用(保証協会が保証人)の対価として金融機関を通じて保証協会へお支払していただくもの。
経営状況に応じ下記の9段階の料率区分になります。(保証協会が決定)

<単位:年率 %>

	料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
制度名 (略称)	振	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38
	振小	1.83	1.65	1.49	1.34	1.14	0.94	0.78	0.62	0.46
	マル西	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※不動産等の担保を提供する場合は、どなたでも上記保証料率から0.1%割引されます。

※中小企業信用保険法第3条の3に規定する「特別小口保険」を適用するときは、特別小口保険の率となります。
特別小口保険を利用されると、振・振小＝0.75、マル西＝1.00(共に年率%)となります。

【保証料率の割引対象】

会計参与を設置している会社は、保証料率が0.10%引きされます。(通常資金)

※個人事業者、医療法人等、特定非営利活動法人(NPO法人)、組合等は対象となりません。

● 申込みに必要な書類

	チェック		提出書類	備考
	個人	法人		
共通書類			1. 信用保証委託申込書	愛知県信用保証協会の所定用紙
			2. 保証人等明細	愛知県信用保証協会の所定用紙
			3. 「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明	愛知県信用保証協会の所定用紙
			4. 信用保証依頼書	愛知県信用保証協会の所定用紙 (直接申込の場合不要)
			5. 申込人(企業)概要 (※)	愛知県信用保証協会の所定用紙
			6. 個人情報の取扱いに関する同意書(保証協会)	愛知県信用保証協会の所定用紙 ※令和3年4月1日以降に申込をした場合、次回以降の提出は原則不要です。
			7. 個人情報の共有に関する同意書(市)	市の所定用紙
			8. 印鑑証明書(写)	申込人(法人、個人)・連帯保証人全員分必要、3ヶ月以内のもの
			9. 納税関係書類(写)	市税の完納証明書(収納課にて取得できます)、3ヶ月以内のもの
			10. 許認可証(写)	許認可を必要とする業種の場合必要
			11. 確定申告書関係(写)	直近2期分(貸借対照表含む)
			12. 履歴事項全部証明書(写)	3ヶ月以内のもの
			13. 決算書(写)(勘定科目内訳書含む)	直近2期分
			14. 試算表	決算から概ね6ヶ月を経過している場合に必要
			15. 信用保証委託申込調査票	市の所定用紙(直接申込の場合不要)
該当の場合			16. 見積書(写)または契約書(写)	宛名、見積者の所在地・事業所名、押印が必要
			17. 建築確認通知書(写)	(新・増・改築) 建築主は申込者であること。
			18. 平面図	
			19. 工事承諾書	(借家・借地) 賃貸人の承諾が必要
			20. 宣誓書	酒場・ビヤホール等の飲食店経営の場合に必要
			21. 事業多角化資金確認書	事業多角化する場合に必要
			22. 事業状況確認書	業歴が6ヶ月未満の場合に必要
			23. 在留カードまたは特別永住者証明書(写)	申込人(代表者)が外国人の場合に必要

上記以外にも必要に応じて書類をご提出いただく場合もあります。

(※) 市を経由する初回申込時に必要。2回目以降は変更がある場合のみ必要

●西尾市信用保証料補助金交付制度

この制度は、当市を経由して愛知県信用保証協会の信用保証付融資制度を利用した方が貸付実行時に支払う信用保証料に対して市から補助金を交付するものです。

制度名	小規模企業等振興資金		西尾市中小企業 経営安定資金
	通常資金(略称:振)	小口資金 (略称:振小)	(略称:マル西)
補助金名	西尾市信用保証料補助金		
補助 対象者	①上記制度の利用者 ②西尾市を経由して保証協会から保証決定された利用者 ③西尾市に税金を納めている利用者 ④信用保証料の支払を済ませた利用者		
補助率	第1回支払信用保証料の25%以内 (100円未満切捨て)		第1回支払信用保証料の 50%以内 (100円未満切捨て)
	①今回の制度利用で、以前に西尾市信用保証料補助金を受けた保証残高を回収条件(旧債返済)にあてての場合は、返戻保証料を控除して算出します。 ②資金使途に補助対象外となる資金使途(※)を含む場合は、その分の支払済信用保証料を控除して算出します。 $((\text{支払済信用保証料} \times \text{対象貸付金額} / \text{貸付金額}) - \text{返戻保証料}) \times \text{補助率} = \text{補助対象金額}$		
限度額	10万円(一補助対象者あたりの年度内の上限額)		
申請手続	貸付実行日から30日以内に、貸付金融機関を通じて「交付申請書兼実績報告書」及び「請求書」を提出してください。 <u>補助対象となる車両を含む場合は自動車検査証の写しを添付してください。</u> なお、2枚の書類は金融機関にあります。		
注意事項	予算に達した時点で受付を終了します。		

(※)補助対象外となる資金使途

- (1)自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第二に規定する人の運送の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び人の運送の用に供する小型自動車並びにこれらに付属するもの(同規則別表第三に規定する自動車運送事業の用に供する自動車は除く。)※3、5、7ナンバーの車両及びその附属品、同自動車の改造費用等のことです。ただし、緑ナンバーの車両は除きます。
- (2)道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第二の四に規定する人の運送の用に供する自動車並びにこれらに付属するもの(同規則別表第二の五に規定する事業用自動車は除く。)※5、7ナンバーの軽自動車の車両及びその附属品、同自動車の改造費用等のことです。ただし、黒ナンバーの車両は除きます。
- (3)補助金の交付を受けようとする者と道路運送車両法施行規則第35条の3第4号に規定する使用者の氏名又は名称及び住所が異なる場合の資金
- (4)市外事業所の運転・設備資金
市外事業所従業員の雇用拡充に掛かる運転資金、市外事業所の修繕・新規設立に掛かる設備資金、市内事業所から市外事業所への設備移転資金、その他市外事業所の維持・拡充を目的に用いられることが明らかな資金